

高浜原発3号機の蒸気発生器細管で、またも損傷が確認されたことを踏まえた 緊急要請書

滋賀県知事 三日月 大造 様

日頃は、県民と琵琶湖の保全に尽力いただきありがとうございます。

定期検査中の高浜原発3号機で、蒸気発生器（SG）細管で、またも損傷が確認されました。関西電力は2月18日に、3台あるSGの内、B-SGとC-SGの細管それぞれ1本に損傷が見つかったと発表しました。損傷実態の詳細はこれからですが、今回の損傷も、一昨年3号、昨年の4号と相次いで起きた同じ第3管支持板部で、水平位置も同じような位置で起こっています。報道によれば、傷は管厚みの30～60%にも達し、やはりステンレス片が原因になった可能性があるため、関電は見ているようです。

またも3号で同様の細管損傷が起きたことは、到底許されることではありません。1991年の美浜2号機事故のように、SG細管が破断すれば冷却材喪失という深刻な事故に至ります。昨年の4号の減肉原因である「異物」を特定せず、原因究明を放棄してしまった、関電の安全管理のずさんさが引き起こしたものです。県民と福井、関西住民の安全がおびやかされています。

昨年秋に4号のSG細管減肉が確認されて以降、私たちは原子力規制委員会や、滋賀県、京都府、大阪市、福井県等に対して、関電に「異物」を全て回収して原因を明らかにさせるよう求めてきました。また、今年1月から定期検査に入る高浜3号のSG細管調査結果を待つようにと要請してきました。滋賀県は1月22日の申入れで「高浜3・4号と、細管損傷が2度続いていることに疑念をもっている。原因を明らかにすべき」「関電を呼んで、今回の事案も含めて、今後も引き続き厳しく意見を言う」と表明されました。

しかし関電は、「異物」を見つける徹底調査を放棄し、その混入経路も明らかにできませんでした。そして、「異物による減肉」という「推定原因」で調査を終了し、作業員の衣服等に付着した「異物」が入り込まないように注意する旨を作業手順書に追記する「対策」だけで済ませてしまいました。3号の調査結果を待つこともなく、原子力規制委員会もこれを認めてしまいました。

またも3号で損傷が見つかったことは、関電と規制委の対応が安全性を軽視したものだということを示しています。

関電は1月30日に高浜4号の原子炉起動を強行し、4号は現在調整運転中です。2月末には営業運転を開始する予定です。3号でも同様の損傷が見つかったことから、以下を強く要請します。

要請事項

1. 高浜4号の調整運転を即刻中止するよう表明し、関電に伝えてください。
2. 原子力規制委員会、経済産業省に、以下を求めてください。
 - (1) 高浜4号は、調整運転を即刻停止すること。調査を放棄した第3管支持板より上部も含めて調査を徹底し、減肉の原因を明らかにすること。
 - (2) 高浜3号は、SG細管減肉の調査を徹底し、原因が明らかになるまで運転再開を認めないこと。

2020年2月21日 避難計画を案ずる関西連絡会（連絡先団体：グリーン・アクション/原発なしで暮らしたい丹波の会/脱原発はりまアクション/原発防災を考える兵庫の会/美浜の会/避難計画を考える滋賀の会）

この件の連絡先：避難計画を考える滋賀の会（更家）